

# 令和4年国東市農業委員会 第10回(9月)総会議事録

1. 開催日 令和4年9月9日(金)午後2時～
2. 開催場所 国東市役所 201・202会議室
3. 出席委員 15名出席
4. 欠席委員 なし
5. 議事日程
  - 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第55号 農用地利用集積計画について
  - 議案第56号 国東市農業委員会タブレット型端末貸与規程について
6. 報告事項
  - 非農地の取消しについて
7. 協議事項
8. その他
  - 地域計画(目標地図)の策定について

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和4年第10回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>(資料確認 確認終了)</p> <p>本日の出席確認 本日は委員総数15名中15名全員の出席となります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。13番 徳丸委員、14番 佐藤委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p> <p>議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議 長	<p>議案第53号の申請番号47番から52番の説明が事務局よりありましたが、一括してご意見・ご質疑はございませんか。</p>
上原委員	<p>申請番号51番についてですが、現在水稻を耕作しているのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、今現在、所有者のお孫さんである受人が水稻を耕作しております。</p>
議 長	<p>他に意見・質疑はないでしょうか</p>

吉本委員	申請番号 49 番についてですが、渡人が福岡で 6,434 m <sup>2</sup> 耕作していたということですが、国東市へ移住される理由は把握していますか。
事務局	そこまでは把握しておりません。
吉本委員	以前、土地を購入して数カ月でいなくなったという例もありましたので、質問しました。
事務局	この受人が福岡で耕作していた土地は借地ということを知っています。
議 長	他にはないでしょうか。
	(意見・質疑なし)
	それでは、議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。
	次に、議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 54 号 申請番号 10 番の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
吉本委員	申請番号 10 番についてですが、最終的な転用目的はホーバーフェリー基地建設のためものではないでしょうか。
事務局	転用目的はレンタカーの駐車場用地となっており、駐車場の建設計画書が提出されています。転用許可が出て工事に着手しますが、工事が完了すれば完了届が農業委員会に提出されますの

	<p>で、写真等で工事完成が確認できれば一連の転用手続きが完了することになります。</p> <p>吉本委員                    転用が完了した後は、他者に転売ができるのでしょうか</p> <p>事務局                      それは可能です。</p> <p>議 長                        他にご意見・ご質疑はないでしょうか。</p> <p>                                  (意見・質疑なし)</p> <p>                                  それでは、議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>                                  (全員挙手)</p> <p>                                  議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>                                  次に、議案第 55 号 農用地利用集積計画について説明をお願いします。</p> <p>事務局                      (資料に沿って説明)</p> <p>議 長                        議案第 55 号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>徳丸委員                    耕作するのはミカンでしょうか。</p> <p>事務局                      はい、規模拡大してミカンを耕作する予定です。</p> <p>議 長                        他にご意見・ご質疑はないでしょうか。</p> <p>                                  (意見・質疑なし)</p> <p>                                  それでは、議案第 55 号 農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。</p>
--	---

	<p>( 全員挙手 )</p> <p>議案第 55 号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 56 号 国東市農業委員会タブレット型端末貸与規程について説明をお願いします。</p>
事務局	( 資料に沿って説明 )
議 長	議案第 56 号 国東市農業委員会タブレット型端末貸与規程についてご意見・ご質疑はございませんか。
佐藤副会長	タブレットの管理体制はどうなりますか。農地利用最適化推進委員に一年中貸しておくのでしょうか。
事務局	農地利用状況調査等を実施する際に推進委員に貸し出すのか、一年中貸し出して管理を推進委員に任せるのか、今協議検討しているところです。
佐藤副会長	このタブレットは、土地所有者の住所・氏名等どこまでの情報が組み込まれるようになるのですか。
事務局	今回導入するタブレットは、農地利用状況調査、土地利用意向調査に使用するためのものですが、将来的に目標地図の作成に向けた専用アプリ入れることで、土地所有者の情報、土地の所在・地目・面積に加え、貸し手・借り手の情報、耕作者の意向など様々な情報をタブレットに組み込まれるようになります。
議 長	後ほどその他の項目で「地域計画( 目標地図 )の策定について」の説明があるということですが、議案第 56 号を採決する前にタブレットと目標地図のかかわりも含めて確認した方がよいと思いますので、事務局先に説明をお願いします。
事務局	( 資料に沿って説明 )
議 長	事務局から説明がありましたが、土地の所有者の情報や土地の地目・面積を地図上に示したタブレットを使用して、農地利用状

	<p>況調査、土地利用意向調査を行い、土地の権利関係、耕作者の後継者の有無、遊休農地の実態、貸し手の意向など様々な情報を収集します。</p> <p>そしてその情報を地図上に示し農業者の今後の意向情報を反映した10年後を目指した農地利用の姿を地図に示した「目標地図」を作成するということでもあります。</p> <p>タブレットは農地利用最適化推進委員が今後使用することになりますが、その端末機を使用するにあたっての貸与規程を今回定めようとするものです。</p> <p>議案第56号 国東市農業委員会タブレット型端末貸与規程について何か質疑・意見はないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>なければ、議案第56号 国東市農業委員会タブレット型端末貸与規程について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第56号 国東市農業委員会タブレット型端末貸与規程については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に報告事項、非農地の取消しについての説明をお願いします。</p> <p>事務局 (資料に沿って説明)</p> <p>議長 非農地の取消しについて事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>事務局 (意見・質疑なし)</p> <p>議長 次に協議事項について何かありますか。</p> <p>(協議事項なし)</p> <p>次にその他をお願いします。</p>
--	---

事務局	( 営農型太陽光発電設備、農地利用最適化推進大会、9月行事日程について説明 )
議 長	その他は以上になりますので、佐藤副会長、閉会の言葉をお願いします。
佐藤副会長	以上をもちまして第10回総会を終了いたします。
	議 長 .....
	議事録署名委員 .....
	議事録署名委員 .....

--	--